

津曲敏郎記念 調査旅費助成事業 運営規約及び申請要領

1 目的

故津曲敏郎元会長のご遺族から北海道民族学会に寄付された寄付金を、その意思に鑑み有効に使用するため、また北海道民族学会会員の研究を補助し、その成果を以て北海道民族学会における学術興盛をはかるため、調査のための旅費として助成金を授与する。

2 設置

北海道民族学会に「津曲敏郎記念 調査旅費助成金」を設ける。運営は、北海道民族学会運営委員会内の寄付金使途検討委員会が兼任する。

3 対象・事業期間・授与額

- (1) 北海道民族学会の設置目的（北海道民族学会会則第1章第2条）に寄与する研究を助成対象とする。
- (2) 助成事業は、「4（1）」の原資がなくなるまで毎年度募集する。応募がなかった年度や、選考の結果該当者がなかった年度は、助成予定額を次年度以降に繰り越し、事業期間をその分延長する。
- (3) 原則として1年度に1～2件を選考・選定する。
- (4) 1件につき10万円を授与する。単独研究、共同研究にかかわらず、その研究計画1件につき10万円とする。

4 会計

- (1) 助成金の原資は、故津曲敏郎元会長のご遺族からの寄付金をもって充てる。
- (2) 経理は学会事務局が担当し、その監査は学会の監査担当者が行う。
- (3) 給付型の助成金とし、受給者からの詳細な会計報告は求めない。ただし、「7（4）」に定める領収書の提出は必須とする。
- (4) 授与の目的に違反した場合、助成金の返還を求めることがある。

5 応募申請要件

(1) 応募資格

- ・ 北海道民族学会の会員であること。申請時に当該年度の会費を納入済みであること。

- ・ 調査（面接調査、文献等調査など）のための旅行を不可欠とする研究を実施中または予定する者であること。
- ・ 共同研究の場合は、筆頭研究者（研究代表者）が北海道民族学会会員であること。
- ・ 研究計画の全期間を通し、当該研究に係り、旅費を執行できる他の研究補助金等を受給していないこと。
- ・ 任期付きではない正規雇用の研究職に就いている会員は、原則として応募対象から除く。
- ・ 本助成金を一度受給した会員は、次年度以降の応募対象から除く。

(2) 研究計画

- ・ 「7」に定める授与後の義務（条件）を満たし、一定の成果を出せる見込みのある計画であること。
- ・ 原則として2年以内に終了できる計画であること。

6 使途・使用期間

(1) 使途

- ・ 当該研究計画を進めるために不可欠な調査（面接調査、文献等調査など）に係る旅費（交通費、宿泊費、移動・宿泊に係る雑費等）として使用すること。
- ・ 研究費の授与後2年以内であれば、当該研究に係る学会発表に赴くための旅費に使用してよい。ただし、当該研究に直接関係のない旅行（単なる学会参加、当該研究と関係のない学会発表など）は、これに含めないこと。
- ・ 旅費が授与額を超える場合は、超過分は自己負担とすること。

(2) 使用期間

- ・ 授与後2年以内に、当該研究計画に係る旅費として使用すること。
- ・ 当該研究計画の期間内に、調査のための旅行を実施すること。
- ・ 本人の過失によらない合理的理由のある場合を除き、当該研究計画の最終年度までに予定した調査旅行を実施できず、「7」に定める授与後の義務を実施できなかった場合は、速やかに学会にその旨報告し、返還すること。

7 授与後の義務（条件）

- (1) 研究の終了後1年以内に、北海道民族学会の研究会で発表を行い、学会誌『北海道民族学』に論文または研究ノートとして投稿すること。
- (2) 当該研究に係る発表や論文等には、当助成金を授与されたことを明記すること。
- (3) 当該研究の調査旅程において支払った旅費（公共交通費・交通プリペイドカード代・レンタカー代・ガソリン代・宿泊費など）に係る領収書は保管し、計画最終年度にまとめて学会に提出すること。ただし、都度領収書を得ることが難しい場合（路線バスの現金払いなど）は、この限りではない。

- (4) 特段の理由なく上記(1)～(3)を怠った場合、助成金の返還を求めることがある。

8 応募方法

- (1) 所定の書式（ワードファイル）に研究計画の概要ほか必要事項を記入し、メール添付で応募すること。
- (2) 提出先（メールアドレス）については、募集告知の際に掲示する。

9 選考・決定

- (1) 選考基準に基づき、寄付金使途検討委員会が「選定案」を作成し、運営委員会の承認を得て決定する。
- (2) 決定後は速やかに各応募者に選考結果を通知するとともに、ML等で授与決定者について公表する。

10 年間スケジュール（概）

- | | |
|----|-------------------------------|
| 1月 | 告知（募集開始） |
| 2月 | 応募締め切り |
| 3月 | 寄付金使途検討委員会が選考案を作成、運営委員会に諮り決定。 |
| 4月 | 通知・発表 |
| 5月 | 振込 |

期限日時等、詳細は学会ウェブサイト及び会員メーリングリストで提示する。

附則

- (1) この規程は、2024年（令和6年）11月16日から施行する。
- (2) 「3(2)」により助成金への募集が終了した後も、各授与者により「7」に定める要件が全て完了されるまで、この規程は有効とする。